

## 複数の者に対する行政指導個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	環境局環境管理部環境管理課（環境影響評価グループ）（06-6615-7938）
処分課（担当）名	同上
行政指導の名称	環境影響評価及び事後調査に係る指導
関連する 他局の名称	
概要	<p>大阪市環境評価条例の規定に基づき実施される環境影響評価及び事後調査について、科学的知見に基づき適切に実施されるよう、技術的な事項を「環境影響評価技術指針」に定めています。</p> <p>事業者には、実施しようとする事業の種類・規模、地域の特性等を勘案して、技術指針の中から環境影響評価項目、調査手法及び予測手法などを選定して環境影響評価及び事後調査を実施するよう指導しています。</p>
根拠となる要綱等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大阪市環境影響評価条例（平成10年4月1日 大阪市条例第29号） (<a href="https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/cmsfiles/contents/0000011/11044/jourei.pdf">https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/cmsfiles/contents/0000011/11044/jourei.pdf</a>)</li> <li>・ 大阪市環境影響評価条例施行規則（平成11年4月26日 大阪市規則第65号） (<a href="https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/cmsfiles/contents/0000011/11044/R1.5kisoku.pdf">https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/cmsfiles/contents/0000011/11044/R1.5kisoku.pdf</a>)</li> <li>・ 大阪市環境影響評価技術指針（平成11年4月26日） (<a href="https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000199400.html">https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000199400.html</a>)</li> </ul>
行政指導指針	<p>大阪市環境影響評価条例の規定に基づき環境影響評価及び事後調査を実施する事業者に対し、以下の通り指導しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 実施しようとする事業の種類・規模、地域の特性等を勘案して、技術指針の中から環境影響評価項目、調査手法及び予測手法などを選定して環境影響評価を実施するとともに、環境影響評価方法書、環境影響評価準備書、環境影響評価書を作成すること。</li> <li>○ 事業計画の策定にあたっては、環境影響要因を幅広く捉えたうえで、環境影響評価等の実施手順、事業計画策定にあたっての環境配慮の実施手順に従い、環境配慮の視点から十分な検討を行い、環境への影響を回避又は低減するよう努めること。</li> <li>○ また、事後調査は、この技術指針に基づき調査項目、方法、場所、その他の手法を選定し適正に実施するとともに、事後調査計画書や事後調査報告書を作成すること。</li> </ul>
ホームページ	<a href="https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000011044.html">https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000011044.html</a>
備考	